

# やまなし県産材供給システム強化対策事業実施要領

令和元年10月 4日 林振第1102号 制定

令和2年 9月 1日 林振第 776号 改正

## (趣旨)

第1条 この要領は、やまなし県産材供給システム強化対策事業の適正な実施のため、やまなし県産材供給システム強化対策事業費補助金交付要綱(以下「交付要綱」という。)に定めるもののほか必要な事項を定める。

## (事業の募集及び事前申請)

第2条 知事は、当該事業の実施年度ごとに定めるやまなし県産材供給システム強化対策事業募集要項(以下「募集要項」という。)により、グループを募集するものとする。

2 申請者は、補助金交付申請前に事業申請枠を確保(以下「事前申請枠」という。)するため、やまなし県産材供給システム強化対策事業事前申請枠確保申込書(要領様式第1号)(以下「申込書」という。)により、事業完了予定日の60日前までに申し込むことができる。

3 申込書に添付する書類は、事業計画書(要領様式第1号の1)、やまなし県産材流通体制図(要領様式第1号の2)とする。

4 知事は、提出された申込書に不備がないと判断した時には、事業予算の枠内において、やまなし県産材供給システム強化対策事業事前申請枠確保決定通知書(要領様式第2号)により申請者に通知するものとする。

## (交付申請及び交付決定)

第3条 申請者は、名称及び所在地並びにこの要綱に基づく事務手続きを行う代表事業者等について確認するため、やまなし県産材供給システム強化対策事業共同事業実施規約(要領様式第3号)を締結するものとする。

2 申請者は、事業完了予定日の30日前までに、交付要綱第5条に基づく交付申請書(要綱様式第1号)を提出しなければならない。

3 知事は、補助事業申請者から補助金交付申請書の提出があったときは、その内容を審査し、補助金を交付すべきと認めるときは、事前申請枠及びその事前申請枠を除く事業予算の枠内において補助金の交付の決定を行い、通知するものとする。

## (事業計画の届け出)

第4条 補助事業者は、知事から補助金交付申請書の記載と異なる内容の補助金の交付の決定の通知を受けたときは、その通知内容に応じた事業計画書(要領様式第1号の1)を添付して速やかに届け出るものとする。

(実績報告)

第5条 補助事業者は、第3条第3項による交付決定後、交付要綱第8条に基づく実績報告書(要綱様式第4号)を提出しなければならない。

(事業細則)

第6条 グループにより供給された県産材使用認証製品のうち、対象とする建築現場に納入されたことが確認できる使用量が、補助金の交付の対象とする。

2 補助金の対象となる建築物が分かる資料として、建築確認の確認済証の写し又は建築工事届の写しを実績報告書に添付するものとする。

3 建築確認を要しない建築物においては、前項の規定に関わらず、工事請負契約書等を実績報告書に添付するものとする。

附 則

1 この要領は、令和元年10月 4日から施行する。

附 則

1 この要領は、令和2年 9月 1日から施行する。

2 既に事業実施されていることについては、この要領の廃止後も、なおその効力を有する。

令和 年 月 日

山梨県知事 殿

企業グループ名 \_\_\_\_\_  
(代表事業者)  
所在地 \_\_\_\_\_  
名称 \_\_\_\_\_  
代表者氏名 \_\_\_\_\_ 印

やまなし県産材供給システム強化対策事業事前申請枠確保申込書

山梨県が実施(令和〇〇年〇〇月〇〇日付募集)する、やまなし県産材供給システム強化対策事業実施要領第2条第2項の規定に基づき、事業申請枠を事前に確保したいので、下記のとおり申し込みます。

1. 県産材建築物認証 \_\_\_\_\_ 件

2. 構造材等 \_\_\_\_\_ m<sup>3</sup>

3. 内装材 \_\_\_\_\_ m<sup>2</sup>

4. 添付書類

- (1) 事業計画書(要領様式第1号の1)
- (2) やまなし県産材流通体制図(要領様式第1号の2)

## 事業計画書

### 1 事業完了予定日

令和 年 月 日

---

### 2 製品使用量計画表

用途	構造材等	内装材	建築する市町村(都道府県)
	m <sup>3</sup>	m <sup>2</sup>	
	m <sup>3</sup>	m <sup>2</sup>	
	m <sup>3</sup>	m <sup>2</sup>	
	m <sup>3</sup>	m <sup>2</sup>	
	m <sup>3</sup>	m <sup>2</sup>	
	m <sup>3</sup>	m <sup>2</sup>	
	m <sup>3</sup>	m <sup>2</sup>	
	m <sup>3</sup>	m <sup>2</sup>	
	m <sup>3</sup>	m <sup>2</sup>	
	m <sup>3</sup>	m <sup>2</sup>	
	m <sup>3</sup>	m <sup>2</sup>	
	m <sup>3</sup>	m <sup>2</sup>	
	m <sup>3</sup>	m <sup>2</sup>	
	m <sup>3</sup>	m <sup>2</sup>	
合計 件	0 m <sup>3</sup>	0 m <sup>2</sup>	

※ 「用途」は、住宅、学校、福祉施設、公共施設、工場、店舗、事務所、車庫・倉庫、その他建物から選択して、建物ごとに記入すること。

※ 「県産材を用いた製品使用量」は小数第1位を四捨五入すること。

※ 「建築物を建築する市町村」は建築物を整備する住所のうち市町村を記載すること。  
(県外の場合は、都道府県名も記載)

※ 建築物を建築する市町村等が未定の場合は「未定」とすること。

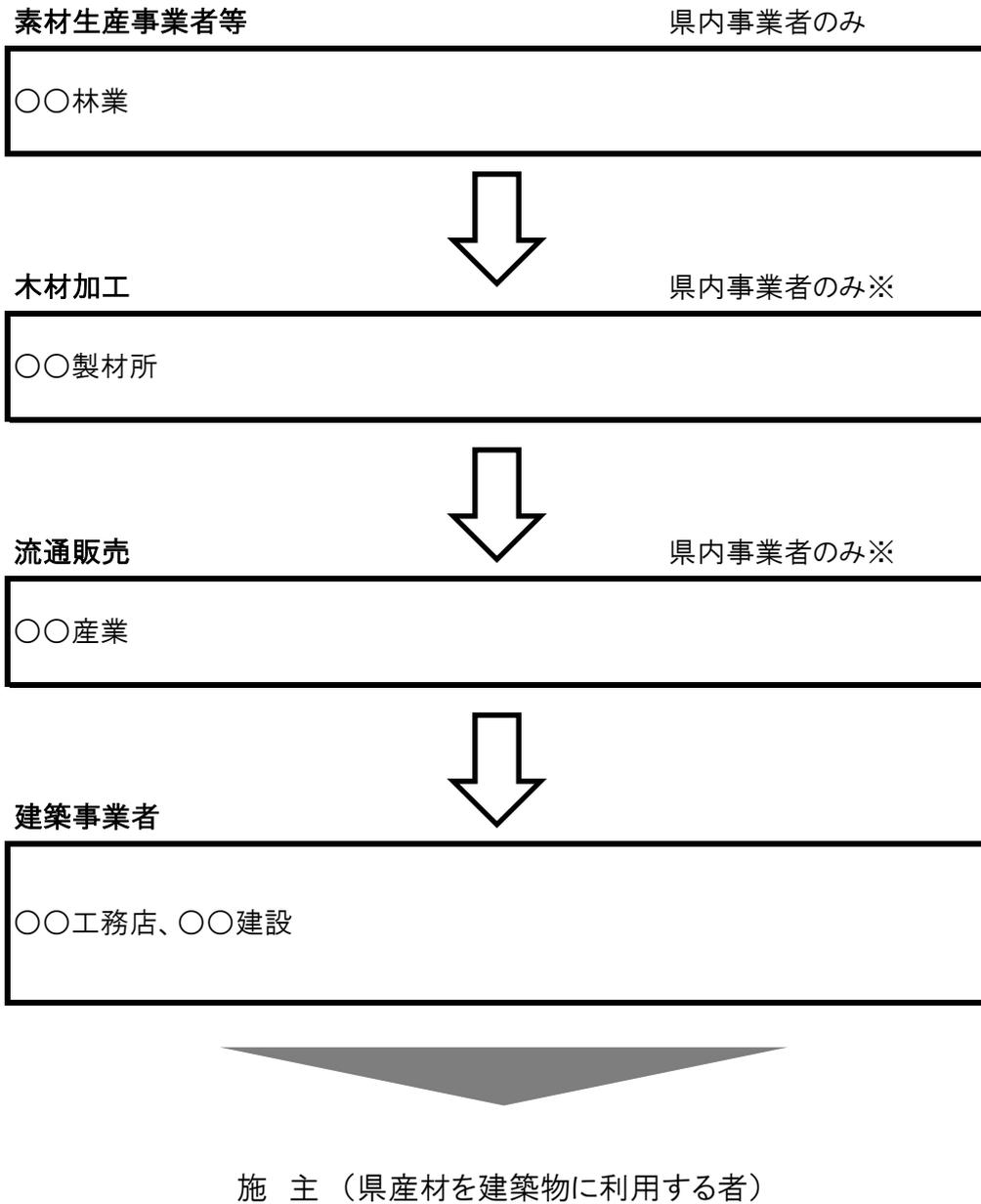
※ 官公庁の発注において、県産材指定されたものは対象としない。

### 3 県産材の供給力強化のために行う取り組み

### 4 県産材のPRのために行う取り組み

- ※ 「3 県産材の供給力強化のために行う取り組み」には、供給する製品の規格化による流通体制の効率化などの取り組みを記入すること。
- ※ 「4 県産材のPRのために行う取り組み」には、施設利用者への県産材を使用している旨の周知や、県産材の良さや利用する意義の広報の実施などの取り組みを記入すること。

やまなし県産材流通体制図



※木材加工の一部を県外事業者に委託する場合、「(委託)○○製材所:○○県」と記載

番 号  
年 月 日

(グループ名)代表事業者

殿

山梨県知事 印

### やまなし県産材供給システム強化対策事業事前申請枠確保決定通知書

年 月 日付けで申請のあったやまなし県産材供給システム強化対策事業事前申請枠確保申込書については、やまなし県産材供給システム強化対策事業実施要領第2条第4項の規定に基づき、次のとおり決定する。

1. 県産材建築物認証 \_\_\_\_\_ 件

2. 構造材等 \_\_\_\_\_ m<sup>3</sup>

3. 内装材 \_\_\_\_\_ m<sup>2</sup>

4. 申請枠確保の条件は次のとおりとする。

申請者は、申請内容のうち、次に掲げる内容に変更が生じた場合は、速やかに知事と協議しなければならない。

ア 決定数量の増加及び20%以上の減

イ 事業を中止、又は廃止する場合

## やまなし県産材供給システム強化対策事業共同事業実施規約

〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇〇〇〇〇〇及び〇〇〇〇〇〇〇〇〇(以下これらを総称して「グループの構成事業者」という。)は、やまなし県産材供給システム強化対策事業(以下「事業」という。)を実施するため、次のとおり共同事業実施規約(以下「規約」という。)を確認する。

(趣旨)

第1条 この規約は、事業を実施するにあたり、補助金交付申請事務や補助金の請求及び受領事務等に必要事項をグループの構成事業者が合意したことを確認するものである。

(グループの名称等)

第2条 グループの名称は、〇〇〇〇〇〇〇〇とする。

2 グループの所在地は、企業グループの代表事業者の所在地とする。

(代表事業者)

第3条 グループの代表事業者は、〇〇〇〇〇〇〇〇とする。

(代表事業者が行う事務手続き等)

第4条 代表事業者は、補助金の交付の申請等、この事業を実施するために必要な一切の事務手続きを行うものとする。

2 代表事業者は、補助金の請求及び受領の事務を実施するものとする。

3 代表事業者は、補助金の収入及び支出の会計処理について、グループの構成事業者と情報の共有を行うものとする。

(共同による事業の実施)

第5条 グループの構成事業者は、事業の遂行にあたり、連帯して責任を負う。

2 グループの構成事業者は、やまなし県産材供給システム強化対策事業費補助金交付要綱及びやまなし県産材強化対策事業実施要領に記載されている内容をそれぞれが遵守するものとする。

(その他)

第6条 この規約に定めのない事項又はこの規約に定める事項に疑義の生じたとき若しくは規約を改訂する必要があるときは、グループの構成事業者が協議し決定するものとする。

この規約の締結を証するため、本書〇通を作成し、グループの構成事業者が各1通を保有するものとする。

年 月 日

グループ代表事業者

所在地

名称

代表者名

印

グループ構成事業者

所在地

名称

代表者名

印

グループ構成事業者

所在地

名称

代表者名

印

グループ構成事業者

所在地

名称

代表者名

印

## 実施報告書

### 1 事業完了日

令和 年 月 日

---

### 2 製品使用量表

用途	構造材等	内装材	施主	市町村等
	m <sup>3</sup>	m <sup>2</sup>		
	m <sup>3</sup>	m <sup>2</sup>		
	m <sup>3</sup>	m <sup>2</sup>		
	m <sup>3</sup>	m <sup>2</sup>		
	m <sup>3</sup>	m <sup>2</sup>		
	m <sup>3</sup>	m <sup>2</sup>		
	m <sup>3</sup>	m <sup>2</sup>		
	m <sup>3</sup>	m <sup>2</sup>		
	m <sup>3</sup>	m <sup>2</sup>		
	m <sup>3</sup>	m <sup>2</sup>		
	m <sup>3</sup>	m <sup>2</sup>		
	m <sup>3</sup>	m <sup>2</sup>		
	m <sup>3</sup>	m <sup>2</sup>		
	m <sup>3</sup>	m <sup>2</sup>		
合計 件	0 m <sup>3</sup>	0 m <sup>2</sup>		

※ 施主は、個人名、民間事業者名、官公庁名等を記載すること。

※ 製品使用量及びその算出資料を添付すること。

(木びろい表、各階平面図、内装材施工位置明示図等)

※ 製品が建築事業者に引き渡されていることを確認するため、対象建築物と製品が使われていることがわかる資料及び写真を添付すること。

※ 官公庁の発注において、県産材指定されたものは対象とならない。

3「県産材の供給力強化のために行う取り組み」の履行内容

4「県産材のPRのために行う取り組み」の履行内容